

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年10月4日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

西が岡小学校グラウンド陥没調査復旧委託

2 履行場所

西が岡小学校

3 契約日

令和4年8月4日

4 履行日又は履行期間

令和4年8月8日

5 契約金額

278,300円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市港北区新吉田町25 株式会社本多組 代表取締役 本多 孝行

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

陥没箇所には平成15年に地下貯留施設が埋設されていて、当時の埋め戻しの転圧不足か、近くのスプリンクラー管からの漏水が疑われるが、試掘をしないと原因が不明である。学校活動への影響を最小限にするため、夏休み中の復旧が必要であったため。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札有資格者名簿から事業者を選定し、緊急対応が可能な事業者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課